

○神奈川県警察職員レクリエーション実施要綱の制定について

(昭和 62 年 5 月 1 日例規第 31 号／神厚発第 159 号)

各所属長あて 本部長

職員のレクリエーションを積極的に推進し、勤務能率の増進及び士気の高揚を図るため、みだしの要綱を制定し、昭和 62 年 6 月 1 日から施行することとしたから、この内容を所属職員に周知の上効果的な運用に努められたい。

記

1 制定の趣旨

従来、レクリエーションは、本部長の計画による総合レクリエーションのほか、所属単位での球技大会、文化・体育クラブあるいは親睦旅行などの活動が実施されてきたところであるが、レクリエーション実施に関する根拠となる定めがなかつたこともあつて、その実施活動等に齊一を欠く面も見られるところであつた。

この度、レクリエーションに関する根拠等を明確にしてレクリエーションに対する認識を高めると共に組織的かつ計画的推進を図り、職員相互の融和団結による協調精神の育成、勤務能率の向上など能率的な警察運営に資することとした。

2 要点

(1) 職員のレクリエーションに関する業務を総括するため、総括責任者を置くこととし、警務部長をもつて充てた。(第 3 条関係)

(2) レクリエーション活動の積極的推進を図るため、厚生課長及び所属長の任務を定めた。(第 4 条、第 5 条関係)

(3) レクリエーションの種類を参加する対象に応じて、総合レクリエーション、所属レクリエーション、クラブ活動の 3 種類とした。(第 7 条関係)

(4) レクリエーションを計画的に推進するため、所属レクリエーション及びクラブ活動の年間実施計画書を総括責任者又は厚生課長等に報告するものとした。(第 8 条関係)

(5) クラブの結成は、クラブ結成届により厚生課長及び所属長に届出るものとした。(第 9 条関係)

(6) レクリエーション参加時の職員の留意事項を定めた。(第 11 条関係)

(7) レクリーダーを養成するため、レクリエーション指導者研修を年 1 回行うものとした。(第 12 条関係)

(8) レクリエーションの助成制度について定めた。(第 17 条、第 18 条関係)

3 解釈及び運用上の留意事項

(1) 第 1 条関係

「別に定めるもの」とは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 42 条及び神奈川県警察職員健康管理規程(平成 15 年神奈川県警察本部訓令第 1 号)をいう。

(2) 第 5 条関係

所属長は、所属における管理者として、レクリエーションが単なる恩恵として職員に与えられるものではなく、職員の人事管理上必要なものであることを理解した上、積極的なレクリエーションを通じて職員相互の融和協調による士気の高い職場気風を醸成し勤務能率の向上に努めること。

(3) 第6条関係

レクリエーションの内容は、健全で健康的なものを選択することとし、参加者に過度の競争心や射幸心を持たせやすい競技等を避けるなど、勤務意欲の低下を招くことのないよう配慮すること。

(4) 第8条関係

ア レクリエーションは、場当たりに実施するのではその効果は期待できない。従って、具体的な年間実施計画を策定するに当たっては所属職員の要望、意見等を参考としながら周到、綿密な準備を行うこと。

イ 所属レクリエーションは、一時に多数の職員が参加するなどの実施方法は避けるなど勤務体制の弱体化を招くことのないように計画すること。

ウ 所属レクリエーションで行う親睦旅行の計画については、後日疲労が残るような計画は極力避けると共に、その費用についても個人の負担が多額とならないよう配慮すること。

(5) 第9条関係

ア クラブの結成及び運営は、あくまで同好者の自発的発意により行われるものであるが、所属長は、この結成及び運営に当たっては、第6条の内容を踏まえ、警察職員としてふさわしいクラブ作りに側面から助言、指導を行うと共にその活動に当たっては、便宜供与等の援助を行うなどクラブの育成に努めること。

イ クラブ活動の結成は、同一所属のみに留まらず、隣接署、ブロック別、県下一円等いずれによつても差し支えないものとしたので、広範囲かつ多様なクラブの促進に配慮すること。

(6) 第10条関係

レクリエーションは、原則として業務に支障のないよう勤務時間外(休日又は勤務を要しない日、勤務時間の前後等)に実施するものとした。

(7) 第11条関係

ア 「レクリエーションに対する正しい認識」とは、レクリエーションは、職員自らが進んでこれに参加しあるいは余暇を積極的に善用するなど自らにふさわしい活動を通じて、生活の単調化、自己疎外、過度の緊張を解消して元気回復を図ることにあるものであり、従って一般的に享樂的なものであるとの考え方を改めること。

イ レクリエーション参加に当たっては、警察職員としての自覚を持ち、受傷事故、交通事故、飲酒事故等の各種事故防止に配慮して、警察に対する信頼を失墜することのないようにすること。

(8) 第12条、第13条関係

ア 所属長は、レクリエーション活動におけるレクリーダーの重要性をよく認識し、その育成に努めると共に、レクリーダーの効果的活用にも努めなくてはならない。

イ 本要綱の制定前に既にレクリエーションリーダー養成講習会を受講し、本部長の修了証書の交付を受けた者にあつては、第12条第2項を適用するものとする。

神奈川県警察職員レクリエーション実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、神奈川県警察の職員(関東管区警察局神奈川県情報通信部の職員、警察共済組合神奈川県支部の職員及び財団法人神奈川県警友会(昭和9年3月26日に財団法人神奈川県警友会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)の職員を含む。以下「職員」という。)のレクリエーションの実施等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「レクリエーション」とは、職員を対象として組織的に又は職員が自発的にグループを結成して文化、体育、娯楽、趣味等の各分野の活動を通じて、その元気を回復し、及び相互の緊密を深め勤務能率の向上等を図るものをいう。

(総括責任者)

第3条 神奈川県警察にレクリエーションの業務を総括するために、総括責任者を置く。
2 総括責任者には、警務部長をもつて充てる。

(厚生課長の任務)

第4条 警務部厚生課長(以下「厚生課長」という。)は、総括責任者の命を受けてレクリエーションの計画、実施、調整等の任務に当たるものとする。

(所属長の任務)

第5条 警察本部の課長、室長及び部の付置機関の長、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、職員に対してレクリエーションの普及、指導及び助言を行う等レクリエーション活動の積極的推進を図るものとする。

(レクリエーションの内容)

第6条 レクリエーションの内容は、次に掲げる内容のものとする。

- (1) 職員の心身の健康を増進すると共に、相互の理解を深め、もつて勤務能率の向上に資するものであること。
- (2) 職員の自発性を考慮したものであること。
- (3) 高度な技術を要しないものであり、できるだけ多数の職員が平等に参加することができるものであること。
- (4) 過度の競争心又は射幸心を持たせるおそれのある競技、ゲーム等を避け、社会通念上健全なものであること。

(レクリエーションの種類)

第7条 レクリエーションの種類は、次の3種類とする。

(1) 総合レクリエーション

総括責任者が策定する総合計画に基づくもので、職員の全部又は一部が参加して行うもの

(2) 所属レクリエーション

所属長の計画に基づくもので、職員の全部又は一部が参加して行うもの

(3) クラブ活動

職員のうち、一の所属又は数所属を単位とする同好者5人以上が主体となつて結成するグループ(以下「クラブ」という。)の責任者(以下「クラブ責任者」という。)が計画するもので、クラブの加入者が参加して行うもの

(レクリエーションの計画)

第8条 総括責任者は、総合レクリエーション実施計画を策定し、これを所属長に通知するものとする。

2 所属長は、毎年度における所属レクリエーション実施計画(第1号様式)を策定し4月30日までに総括責任者に報告(厚生課長経由)するものとする。

3 クラブ責任者は、毎年度におけるクラブ活動実施計画(第2号様式)を策定し、4月30日までに総括責任者(厚生課長経由)及び各クラブ会員の所属長に報告するものとする。

4 総括責任者及び所属長は、レクリエーション実施計画を策定するに当たっては、職員の家族も共に参加できるよう配慮するものとする。

5 レクリエーション実施計画の策定に当たっては、警察業務の遂行に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

(クラブ結成及び届出等)

第9条 第7条第3号に定めるクラブの結成に当たっては、第6条の内容を逸脱するものであつてはならない。

2 クラブ責任者は、前項のクラブを結成したときは、総括責任者(厚生課長経由)及び各クラブ会員の所属長にクラブ結成届(第3号様式)により届出るものとする。

3 クラブ責任者は、前項の届出事項に関し、次に掲げる事由が生じたときは、総括責任者(厚生課長経由)及び各クラブ会員の所属長にクラブ活動届出事項変更、解散届(第4号様式)により届出るものとする。

(1) クラブの名称を変更したとき。

(2) クラブ責任者を交代したとき。

(3) クラブ責任者が所属を異動し、異動後も当該クラブの責任者であるとき。

(4) クラブを解散したとき。

(5) 会員数に増減が生じたとき。

(レクリエーションの実施時期)

第10条 レクリエーションは、勤務時間以外の時間に実施するものとする。

(職員の留意事項)

第11条 職員は、レクリエーションに積極的に参加すると共に、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) レクリエーションに対する正しい認識を持ち、心身の疲労回復に努めること。
- (2) 職員としての品位の保持に努めると共に、各種事故防止に配意し、警察に対する信頼を失墜するような行為をしないこと。

(レクリーダーの養成)

第12条 総括責任者は、レクリエーション指導者(以下「レクリーダー」という。)を養成するため、レクリーダー養成研修会を年1回行うものとし、当該研修を終了した者には修了証書(第5号様式)を交付するものとする。

2 前項の修了証書を交付された者は、所属レクリーダーとして第13条の任務を行うものとする。

(レクリーダーの任務)

第13条 レクリーダーの任務は、次に掲げるとおりとし、所属職員の希望、意見を反映したレクリエーション活動を推進するものとする。

- (1) 余暇の有効活用について啓蒙すること。
- (2) 所属レクリエーション活動の企画、運営に当たること。
- (3) クラブ活動の普及、指導及び援助を行うこと。

(レクリーダーの活用)

第14条 所属長は、レクリエーションの実施に当たっては、レクリーダーの効果的活用に努めるものとする。

(レクリエーション用具の整備及び貸出し)

第15条 厚生課長は、レクリエーションに必要な用具の整備充実に努めると共に、レクリエーション用具の管理及び貸出し業務を行うものとする。

(レクリエーションに要する経費)

第16条 レクリエーションに要する経費は、原則として参加者の会費で賄うものとする。

(クラブ活動への助成)

第17条 警務部長は、第9条第2項に基づき、クラブの結成を届出たクラブのうち、その活動に要する経費の一部を助成することが適当であると認められる場合においては、財団法人神奈川県警友会から交付される助成金を配分することができる。